

議案第 2 号

令和 7 年 1 月 9 日
第 1 回 運 賃 協 議 分 科 会

道路運送法第 9 条第 4 項及び同法施行規則第 9 条第 2 項に掲げる 協議が調っていることの証明書（案）

令和 7 年 1 月 9 日に開催した東久留米市運賃協議分科会において、下記事項に関し、
協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

区 分	内 容
利 用 料 金	・ 1 人 1 回 5 0 0 円 ・ 小学生以下無料
	・ 予約時の有料利用者 2 名以上での利用は 1 人 1 回 3 0 0 円 （同一地点での乗降時に限る）
決 済 方 法	・ 現金払い ・ 電子決済

2 運賃を適用する路線又は営業区域

東久留米市内及び隣接市の公立病院（公立昭和病院、多摩北部医療センター）

3 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称

名 称 トーショー交通株式会社

令和 7 年 1 月 9 日

東久留米市運賃協議分科会